

7 弥 監 公 表 第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 16 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7 弥税第 1 6 8 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 7 年度税務課定期監査結果報告における措置及び検討状況の
報告について (通知)

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	重点監査項目「個人情報の取扱い」について
監査結果報告における指摘事項		
<p>国税連携システムのID及びパスワードが、1台の机のデスクマットに挟んであった。個人の確定申告書の情報が閲覧できるシステムであることから、担当職員以外の目に触れないように管理されたい。</p> <p>その他にも、レジのパスワードがレジに貼られていた。また、メールやスケジュール管理などを行うグループウェアや財務会計システムのID及びパスワードが、デスクマットに挟んであり、事務所内に立ち入れば確認できる状態だった。</p> <p>弥富市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程の（アクセス制御）第17条第2項では、「パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。」としている。</p> <p>個人情報を閲覧するパスワード以外のシステム等であっても、パスワードが目に触れる状態は適切とはいえない。管理規程に基づき、適切に管理されたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	税務課	
原因・理由・背景などの事情説明	直ちに作業が行えるよう、一部事務机や端末において、デスクマットや対象機器周辺でIDやパスワードが確認可能な状態でした。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	速やかに
	誰が (どこが)	課員全員が
	何を (どこを)	個人情報にアクセスできるIDとパスワードを
	どのように措置(改善)した(する)	紙などに記載したIDとパスワードは、デスクマット等に掲示せず、権限のない他者の目に触れることがないよう、保管します。 又、IDやパスワードが、デスク周りに放置されていないか、定期的に確認します。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	課員に対し、令和8年2月4日に周知済み。